

令和3年5月11日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

一億総活躍担当
まち・ひと・しごと創生担当
内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）
坂本 哲志 殿

総務大臣
武田 良太 殿

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

東京都では、新規陽性者数・重症者数ともに高い水準で推移しており、流行の主体も感染力の強い変異株に急速に置き換わりつつあるなど、新たな厳しい事態に直面している。

こうした中、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長が決定されたところであるが、この新たな難局を乗り越えるためには、大規模施設等に対する休業要請の継続など、地域の感染状況等を踏まえた、実効性ある対策を迅速かつ的確に講じていくことが不可欠である。

国との緊密な連携の下、感染を早期に収束させ、都民、ひいては国民の命と生活を守ることは、我々の責務である。

そこで、以下の事項について、特段の措置を早急に講じられるよう、強く要望する。

要 望

1 大規模施設等協力金の財源措置について

感染の収束を図るためには、「徹底した人流抑制策」が最も重要な対策であり、そのためには、1,000 m²を超える百貨店やショッピングセンター等の大規模施設に対する休業要請の継続は不可欠である。

こうした中、国は、5月7日付の通知により、急遽、大規模施設等に対する協力金の算定方法や負担割合の見直しを行った。

これまで休業要請の対象としてきた大規模施設等に対しては、5月12日以降、地域の感染状況を踏まえ、都道府県が独自に休業要請等の上乗せ措置等を継続できることとなっている。その際、当該休業要請の実効性を担保するためには、国による十分な財政支援が必要である。

しかしながら、今回の国の通知によれば、都道府県が休業要請等の上乗せに伴い協力金を支給する場合、国の補助は6割となっている。

都道府県が地域の感染状況を踏まえ休業要請を行い、国の仕組みに基づいて協力金を支給するにもかかわらず、従来の国の財政支援を下回る措置となっているのは、極めて不合理である。このままでは国が求める規模に応じた協力金の支給は事実上不可能となり、休業要請の実効性自体に支障をきたすことにもなりかねない。

このため、今般の大規模施設等の規模に応じた協力金の負担割合については、飲食店等に対する規模別協力金と同様、国が責任を持って財源を措置するよう、早急に見直しを行うべきである。ついては、

- (1) 今般の国の通知において、大規模施設等協力金について「都道府県が独自に引き続き休業要請等の上乗せ措置を要請し、これに応じた事業者に国の仕組みに基づき協力金を支払う場合には、その6割を協力要請推進枠から支援する」としているが、これまでの飲食店等に対する規模別協力金と同様のスキームにより、財源を措置すること。具体的には、協力要請推進枠により8割を支援するとともに、措置した8割の協力要請推進枠交付金の25%のうち、即時対応特定経費交付金により95%を措置すること。

(2) 万が一、大規模施設等協力金の協力要請推進枠を6割とする措置を今後変更しない場合は、即時対応特定経費交付金等により、協力要請推進枠交付金の65%を措置するなど、全体として、地方負担をこれまでの飲食店等に対する規模別協力金と同割合とすること。

(3) 上記(1)又は(2)について、緊急事態措置の延長期間が開始される5月12日の前に早急に決定すること。

2 事業規模に応じた協力金の申請・審査の簡素化について

国においては、「飲食店への規模別協力金」では店舗ごとの売上高に応じて、また、「大規模施設等協力金」では休業面積に応じて、それぞれ支給額を算出することとしている。

これらは、事業実態を踏まえた支給につながるものと考えられる一方、国の通知に即した申請及び審査を実施すると、申請者の負担増加が懸念される上、審査に要する時間も膨大なものとなり、迅速な支給の実現に大きな支障が生じかねない。

このため、事業者の負担軽減の観点から簡素な申請を可能とし、円滑な審査・支給につながるよう、適切な対応を図るべきである。ついては、

(1) 規模別協力金については、

○飲食業売上高の確認方法については、都道府県が定める任意様式による申告を申請者に求めるとともに、根拠資料とする売上帳等については申請者に保存を求める形も可とすることを認めること。

○審査において必要となる営業実態等の確認については、都内の全店舗への見回りを前提とした場合、協力金の迅速な支給に支障が生じることが懸念されるため、提出書類等による確認など地域の実情に応じた対応を認めること。

(2) 大規模施設等協力金の支給については、

○5月7日付事務連絡において、休業面積の規模によって変動する制度に変更されたことにより、大規模施設とテナントの契約関係や、テナントの

数、個々のテナントの面積・休業の有無など多くの確認事項が想定される。このため、迅速な支給に向けて、行政と大規模施設が連携して取り組むことが重要である。具体的には、それに必要な情報を管理している大規模施設側が一括で取りまとめて申請する仕組みを構築することとし、その実現に向けて業界団体等に対し協力を働きかけること。

- また、事業規模に応じた支給額算定のベースとなる休業面積の定義を始めとして制度内容全般について未だ不明確な点が多いことから、詳細を早急に明示すること。

3 イベント関連事業者への支援について

- (1) イベントの開催制限や施設の休業や無観客開催要請に伴い中止となったイベントに対して、経費の一部を支援する経済産業省のJ LOD live 事業について、海外向け動画作成を要件から外すなど、事業者の実態に即して活用しやすいものに見直すこと。

4 ワクチン接種について

国においては、現在、希望する高齢者の方々に対して、7月末を念頭に各区市町村が2回の接種を終えることができるよう、取組を進めている。については、

- (1) 高齢者への接種を加速化するため、都道府県が医療機関に対する支援策を検討するにあたり、接種主体である市区町村が実施する医療機関への支援は国庫補助の対象であるのに対し、接種主体でない都道府県が直接医療機関に対し行う支援、及び市区町村を通じて行う支援のどちらも国庫補助の対象とはされてはいない。接種体制の確保に必要な経費について、接種主体であるか否かに関わらず、国庫補助の対象とすること。
- (2) ワクチンの配送に関して、現状では、配送日が直前に通知されるため、市区町村における具体的な接種実施に際して支障が生じている。市区町村が策定した実施計画に沿って、確実かつ円滑にワクチン接種が実施できるよう、ワクチンの配送については、配送日時を速やかに確定し、早期に市区町村に対し通知すること。

5 水際対策について

現在も世界中で新型コロナウイルス感染症の流行は収束に至っておらず、また、世界の複数地域から変異株の発生報告が寄せられており、国内各地においても、N501YやL452Rなど変異株が猛威を奮っている状況にある。ついては、

- (1) 世界各国での変異株の確認状況等を踏まえ、国内外での変異株の検出・伝播を常時監視するとともに、各国からの入国制限や入国時の待機期間等の条件を必要に応じて見直すなど、水際対策を強化・徹底すること。また、国の責任において、帰国者・入国者等の一時滞在施設の確保や陽性と判明した者の入院又は施設での療養の徹底、健康監視対象者等の入国後の情報の確実な把握、保健所へ迅速な連絡を行う体制の確立など必要な対策を講じること。